

後期高齢者の診療報酬点数表の在り方等について

第1 検討の背景

- 1 従前の老人診療報酬点数表の項目については、平成18年度改定の際に、平成20年の後期高齢者医療制度の施行に資するよう、整理する方向で見直しが行われたところ。
- 2 今般の診療報酬改定においても、同様の方向で見直しを進める必要があることから、平成18年度改定において新設された項目や平成20年度からの後期高齢者医療の新たな診療報酬との整合性を図る必要があることから、整理を行うもの。

第2 現行の診療報酬上の評価

老人独自の点数が設定されているもの

例 C113	寝たきり老人訪問指導管理料	430点
B011-3	薬剤情報提供料 老人加算	5点

C113 寝たきり老人訪問指導管理料 430点

注1 在宅寝たきり老人（老人保健法の規定による医療を提供する患者に限る。）に対して、訪問して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、当該患者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合に算定する。

B011-3 薬剤情報提供料 老人加算 5点

注1 入院中の患者以外の患者に対して、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供した場合に、月1回に限り（処方の内容に変更があった場合は、その都度）算定する。

注2 注1の場合において、患者（老人保健法の規定による医療を提供する場

合に限る。)に対して、処方した薬剤の名称を当該患者の健康手帳(老人保健法第13条に規定する健康手帳をいう。)に記載するとともに、当該薬剤に係る名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供した場合に、月1回に限り(処方の内容に変更があった場合は、その都度)所定点数に5点を加算する。

第3 論点

- 1 後期高齢者医療の新たな診療報酬については、75歳未満の者に対する診療報酬と重なる部分が多いこと、及び診療報酬体系の簡素化が求められていることを踏まえ、別個の診療報酬点数表を定める形式ではなく、一般の診療報酬点数表を基本とした上で、診療報酬点数表に現在検討を行っている診療報酬項目を後期高齢者を対象とするものとして盛り込む形式としてはどうか。
- 2 寝たきり老人訪問指導管理料に関しては在宅療養支援診療所の届出件数も約1万件に達するなど、一定程度その環境も整備されてきていること、より充実した評価としている在宅時医学総合管理料が新設されていること等から廃止することを検討してはどうか。
- 3 薬剤情報提供料の老人加算に関しては、後期高齢者医療制度の下で薬剤に関する情報を基本的にお薬手帳に記載することとすることから廃止することを検討してはどうか。